

## 香川県商工会連合会アンテナショップへの出展要領

### 1. 店舗について

名 称：全国うまげなもん うどん県だけじゃない物産館（仮称）

オープン日：平成25年10月19日（土）予定

場 所：香川県高松市丸亀町13番地3（丸亀町商店街参番街東館2階）  
66.67坪（パッキヤト<sup>®</sup>含む）

電 話：087-851-3182 F A X：087-822-4957

\*現在、10月19日（土）のオープンに向けて、店舗レイアウト等を作成中であり、店舗の詳細につきましては後日、お知らせ致します。

\*上記連絡先は香川県商工会連合会事務所となっております。店舗の連絡先は店舗完成後に改めてお知らせします。

### 2. 申込について

(1) 受付期限：平成25年9月30日（月）

(2) 申込方法：様式—1の「申込書」に必要事項を記入のうえ、各都道府県連を通して、Eメールにて、お申込み下さい。

(3) 申 込 先：

香川県商工会連合会 指導課（担当：指導課 森）

〒760-0066 香川県高松市福岡町2丁目2-2 301号

電 話 087-851-3182 FAX 087-822-4957

Email antennashop@shokokai-kagawa.or.jp

(4) 注 意 点：

- ・ 商品の価格は総額表示で記入してください。
- ・ 本会では、商品の管理、売上管理はバーコード（共通JANコード）で行います。様式—1の「申込書」について、各事業者が商品に使っているバーコードを必ず記入してください。
- ・ 商品にバーコードのついていないものは、本会で独自のインスタアコードを発行しますので無記入でかまいません。

### 3. 特産品等の選定基準

(1) 出展事業者

本事業に特産品等を出展することができる者は、中小企業者及び小規模事業者とする。

(2) 特産品等の選定基準（下記の要件の全てを満たす特産品等）

- ① 出展する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売する特産品等であること。
- ② 出展期間に継続して供給することができる特産品等であること。
- ③ ナショナルブランド（大規模小売店などで既に販売され全国的規模で販売されている）でないもの。
- ④ 高額商品でないこと。（工芸品等、1品10,000円以上のものは個別相談下さい。）
- ⑤ 見本展示のみの対応は不可。

#### 4. 出展の許可

本会は、事業者等から出展の申請があった場合は、前記3-(2)の「特産品等の選定基準」に基づいて本会にて審査し、出展のご希望に副えない場合は、お申込み頂いた県連にご連絡いたします。

※冷凍・冷蔵商品は陳列スペースに限りがございますので、出展をお断りせざるを得ない事態が生じることをご承知おき下さい。

#### 5. 搬入について

賞品の搬入その他事務手続き等につきましては、10月上旬に本会より、直接事業者にご連絡を行います。搬入予定日は10月15日（火）～17日（木）を予定しております。

#### 6. 出展手数料

販売手数料は徴収いたしません。

#### 7. 出展数及び出展期間（平成25年10月19日～平成26年2月20日：予定）

- ・ 1 県連あたり、7 事業者程度。
- ・ 1 事業者あたり、2 商品までの出展とする。（容量・色等の違いは別商品として扱う）
- ・ 原則、開催期間中を通しての出展としますが、季節感や売り上げ状況により、追加注文につきましては、本会にて決定させていただきます。

#### 8. 売上金の送金

- ・ 出展期間中の特産品等の売上金は、事業者等の指定する金融機関に送金いたします。その際、振込手数料等は、売上金から差し引くものとする。（\*出展者負担）
- ・ 送金時期は、売り上げた当月末締め翌月20日払いとする。

#### 9. 試食、試飲用特産品の提供のお願い

食品を出展する事業者等は、来店者に試食、試飲をしてもらうためにも、なるべく試食品を1割程度提供してください。

#### 10. 販売価格

特産品等の販売価格は、地元販売価格での上代設定を原則とし、期間中での値上げ、容量減等をご遠慮下さい。

#### 11. 値下げ、在庫の処理

賞味期限切れ間近に迫ったものは、本会の担当者の判断で賞味残日に応じ処分価格での値下げ販売をし、また賞味期限切れの特産品は原則、適時廃棄処理いたします。

なお、出展者が返却を希望する場合は対応いたします。（\*送料は出展者負担）

#### 12. 特産品等の搬送費について

搬入、搬出ともに、出展事業者の負担とします。

各都道府県連会長 殿

香川県商工会連合会  
会長 篠原 公七

### アンテナショップへの出展事業者募集のお願いについて

平素は、本会の事業推進について、特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、本会では、営業支援拠点（アンテナショップ）による地域産品等の販路開拓支援事業を活用して、高松市丸亀町商店街にて10月19日（土）からアンテナショップを運営することとなりました。

つきましては、本アンテナショップへの第一次出展募集を行いますので、貴会傘下商工会に周知いただくとともに、別紙ー1の出展要領をご確認いただき、様式ー1の申込書により9月30日（月）迄に本会宛Eメール（[antennashop@shokokai-kagawa.or.jp](mailto:antennashop@shokokai-kagawa.or.jp)）にてご送付いただきますようお願いいたします。全国展開支援事業等において開発された商品や商工会が支援を行った商品等がございましたら、是非、販路開拓の一助としてご活用ください。

なお、出展頂く事業者には、10月上旬より納品期間、賞味期限を勘案し、順次事業者あてに直接商品発注いたしますのでご承知置き下さるようお願いいたします。

\*本会では納品、仕入、売上、支払を全て「税込」にて、管理させていただいております。

\*食品・非食品を問わず出展可能ですが、「食」を店舗のコンセプトにしております。

\*アンテナショップのHPを作成予定であり、リンクを希望する出展者は申込書に記入下さい。

#### 【添付資料】

- (1) 香川県商工会連合会アンテナショップへの出展要領…………… (別紙ー1)
- (2) 出展申込書…………… (様式ー1)
- (3) 高松市にアンテナショップを設置する背景及び出店物件について…………… (参 考)

## 1. 高松市にアンテナショップを設置する背景

高松市は、瀬戸内海に面し、四国の北東に位置し、交通の利便性（瀬戸大橋）の高さから本州と四国の玄関口としての役割を担い、行政機関の出先機関や四国全域を管轄とするJR四国・四国電力等の本社や全国企業の統括支店・流通拠点が多数存在する地域である。そのため、県外からの転勤世帯も多く、高松市民に商品を認知されることは全国へ発信するという利点がある。

また、県内に他県のアンテナショップは存在しないため、いわゆる「お取り寄せのグルメ」を扱う常設店舗は地域において大きな反響が期待でき、地方の特産品が地方から全国に広がる先駆者となる可能性は高い。香川県人口 986 千人に対し高松市 420 千人と一市集中の地方都市の特性により、高松市での流行は県内一円への波及効果をもたらす。

その他の付加的要素として、本年度は県行政が観光客誘致に特に注力している年であり、瀬戸内国際芸術祭（10/5～11/4）や時間旅行物語（7/1～12/1 県主催の琴平・屋島・栗林公園にてイベント開催）という一大イベントが本県で開催され、例年以上の観光客が高松市に訪れる要素がある。

## 2. 出店物件について

ビル名：丸亀町参番街東館 2 階

住所：香川県高松市丸亀町 13 番地 3 丸亀町参番街東館 2 階（写真参照）

賃借面積：220.41 m<sup>2</sup>（66.67 坪）

丸亀町商店街は、「人が住み、人が集うまち」を目指して高松丸亀町商店街振興組合が構想から 20 年をかけて取り組んで再開発された商店街（2012 年 9 月完成）である。特徴としては、全長 470 m の丸亀町商店街を A～G の 7 つの「街区」にゾーニングし、各街区ごとに特徴を持たせながら、段階ごとに整備し、日本の商店街再生事業の数少ない成功例として日本国内のみならず、海外からも注目を集めている。また、快適な住環境づくり、充実した医療、安全な食材を買える市場など、生活者目線で必要な機能を商店街に取り入れて、まちなか（高松市丸亀町）の魅力的なライフスタイルを提案することで、まちなか居住者の増加に成功している商店街である。（H18 がんばる商店街 77 選）

なお、丸亀町商店街が一画を占める高松中央商店街はアーケードの総延長が 2.7km と、総延長では日本一の長さを誇る県下で一番の商業地であり、特に丸亀町商店街は百貨店（三越）やブランドショップ等比較的価格帯の高い店舗が集まることで、街区自体がブランドイメージと高い知名度を誇る香川で最大の商業地域である。中央商店街には小売店や飲食店が約 1000 店舗軒を連ね、一日の通行量は平日が約 13 万人、休日が約 14 万人（共に平成 23 年）となっており、平日・休日共に四国トップクラスの通行量となっている。





「香川県商工会連合会アンテナショップ」商品出展申込書

県連名		県連窓口担当者		本アンテナショップHPとのリンク	出展者HPアドレス
商工会名		商工会担当者		希望する・希望しない	

フリガナ		TEL		担当者名	緊急及びトラブル時の責任者連絡先	住所 フリガナ
事業者名		FAX				携帯番号
銀行名	金融機関コード	( 普通 ・ 当座 )			口座名義名	フリガナ
支店名	支店コード	口座番号				

商品名	商品分類	販売方法	容量	定価(税込)	納品日よりの賞味期間	最低発送個数	1ケースの入り数	【商品登録用】下のマスには13桁のバーコード数字を左より記入ください。ついていなければ無記入でかまいません													出展終了後の対応						
								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13							
①		冷蔵																				処分・返品					
		常温																									割引販売
		冷凍																									
商品特徴・説明・POP用コメント								※原材料原産国記入欄：主な材料の産地を必ず記入ください。記入例：にんにくベトナム産、ネギ地元〇〇産 →必記入欄													%引						
②		冷蔵																					処分・返品				
		常温																									割引販売
		冷凍																									
商品特徴・説明・POP用コメント								※原材料原産国記入欄：主な材料の産地を必ず記入ください。													%引						

(注-1) ※搬送費は、事業者のご負担となります。

(注-2) 商品説明コメントは、消費者等に対する説明のため、必ずご記入ください。

(注-3) 金融機関コード及び支店コードは必須記入事項です。

(注-4) 販売促進として試食用の商品を納品数量の約1割程度をご協力ください。

(注-5) 食品は賞味期限後は原則破棄させていただきます。

(注-6) 生産者の現場の名刺大写真をお送りくだされば商品の横に添付して掲示します。

【商品分類記入用】1.農産食品 2.水産食品 3.畜産食品 4.調味料 5.菓子・パン 7.飲料 8.麺類 9.繊維製品 10.木工品 13.その他 14.健康食品健康器具